

○浜松医科大学研究生規程

制 定 平成 16 年 4 月 8 日規程第 81 号
最終改正 令和 4 年 2 月 28 日規程第 23 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学学則(平成 16 年第 25 号)第 68 条の規定に基づき、浜松医科大学(以下「本学」という。)の研究生について定めるものとする。

(種類)

第 2 条 研究生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医学部研究生 次号及び第 3 号に掲げる者を除く。
- (2) 大学院研究生 本学学位規程（平成 16 年規程第 75 号）第 5 条第 2 項（論文博士）による博士の学位取得、本学大学院医学系研究科医学専攻博士課程（以下「医学専攻博士課程」という。）又は本学大学院医学系研究科光医工学共同専攻博士後期課程（以下「光医工学共同専攻博士後期課程」という。）への入学を目的とする者
- (3) 大学院継続研究生 本学学位規程（平成 16 年規程第 75 号）第 5 条第 1 項による博士の学位取得を目的とする者

(資格及び許可)

第 3 条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 前号の者と同等以上の学力を有すると認めた者
- 2 医学部研究生の入学は、教授会に諮って、学長が許可する。
- 3 大学院研究生の入学は、大学院医学系研究科医学専攻教授会（以下「大学院医学専攻教授会」という。）に諮って、学長が許可する。

(入学出願手続)

第 4 条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を添えて、研究指導の教員を経て学長に願い出るものとする。

- (1) 研究生入学願書(所定様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (3) 保証書(所定様式)
- (4) 健康診断書（所定様式）
- (5) 在職者は、所属長等の承諾書（所定様式）
- (6) その他本学が必要と認める書類

(入学時期)

第 5 条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(検定料及び入学料)

第 6 条 研究生の検定料及び入学料の額は、別に定める額とし、所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料)

第 7 条 研究生の授業料の額は、別に定める額とし、次のとおり納付するものとする。

入学月	4 月	7 月	10 月	1 月
納付月(入学が上欄の各月でない場合は、入学の月を納付月とする。)	5 月	8 月	11 月	2 月

納付額(右の各月分のうち、在学を予定しない月分は除いた額とする。)	4月・5月・6月分	7月・8月・9月分	10月・11月・12月分	1月・2月・3月分
-----------------------------------	-----------	-----------	--------------	-----------

(既納の授業料等)

第8条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、学長が、特別な理由があると認めた場合については、この限りではない。

第2章 医学部研究生

(研究期間)

第9条 医学部研究生の研究期間は、原則として1年とする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究しようとする者は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合の継続の研究期間は、前項の研究期間を適用するものとする。

(研究の休止)

第10条 医学部研究生が、病気その他の理由により、引き続き2か月以上研究することができない場合は、所定の手続により、学長の許可を得て研究を休止することができる。

(研究指導の教員又は研究事項の変更)

第11条 医学部研究生が特別な事情により研究指導の教員又は研究事項を変更しようとする場合は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第12条 医学部研究生が、研究期間満了前に病気その他の理由により退学しようとする場合は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第13条 医学部研究生に適しないと認めた者は、教授会に諮って、学長がこれを退学させる。

(許可)

第14条 第9条第2項及び第11条までの許可は、教授会に諮って、学長が行う。

第3章 大学院研究生

(研究指導の教員)

第15条 大学院研究生の研究指導の教員は、医学専攻博士課程又は光医工学共同専攻博士後期課程の研究指導教員とする。

(研究期間)

第16条 大学院研究生の研究期間は、原則として1年とする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究しようとする者は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合の延長する研究期間は、前項の研究期間を適用するものとする。

(研究の休止)

第17条 大学院研究生が、病気その他の理由により、引き続き2か月以上研究することができない場合は、所定の手続により、学長の許可を得て研究を休止することができる。

(研究指導の教員又は研究事項の変更)

第18条 大学院研究生が特別な事情により研究指導の教員又は研究事項を変更しようとする場合は、研究指導の教員を経て、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第19条 大学院研究生が、研究期間満了前に病気その他の理由により退学しようとする場合は、所定の手続により、学長の許可を受けなければならない。

第20条 大学院研究生に適しないと認めた者は、大学院医学専攻教授会又は光医工学共同専攻協議会（以下「協議会」という。）に諮って、学長がこれを退学させる。

(許可)

第21条 第16条第2項及び第18条の許可は、大学院医学専攻教授会又は協議会に諮って、学長が行う。

第4章 大学院継続研究生

(大学院継続研究生)

第22条 第3条から前条までの規定にかかわらず、医学専攻博士課程、本学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程（以下「看護学専攻博士後期課程」という。）、又は光医工学共同専攻博士後期課程を単位修得退学した者が、退学した月の翌月の初日から継続して研究生として入学を希望する場合は、大学院継続研究生として入学を許可することがある。

第23条 大学院継続研究生の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 医学専攻博士課程、看護学専攻博士後期課程、又は光医工学共同専攻博士後期課程を単位修得退学した者

(2) 前号の者に準ずると認めた者

2 大学院継続研究生の入学は、大学院医学専攻教授会、大学院医学系研究科看護学専攻教授会（以下「大学院看護学専攻教授会」という。）、又は協議会に諮って、学長が許可する。

第24条 大学院継続研究生を志願する者は、大学院継続研究生入学願を研究指導の教員を経て、学長に願い出るものとする。

第25条 大学院継続研究生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

第26条 大学院継続研究生の研究期間は第16条の規定にかかわらず2年以内とする。ただし、博士の学位を取得した日をもって研究期間を満了する。

2 大学院継続研究生は、第16条及び第17条の規定は適用しない。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会、大学院医学専攻教授会、大学院看護学専攻教授会、又は協議会に諮って学長が行う。

(雑則)

第28条 本学の学生に係る規則は、研究生に準用する。

2 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行の際、現に浜松医科大学に在学する研究生の在学期間等については、この規程の規定によって履修したものとみなす。

附 則(平成18年4月13日規程第24号)

この規程は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成24年11月8日規程第31号)

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 施行日に在学する研究生については、なお、従前の例による。

附 則(平成25年3月22日規程第44号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日規程第39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月7日規程第19号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 28 日規程第 23 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。